

大阪市立片江小学校「学校いじめ防止・対策基本方針」

令和7年4月8日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、学校に在籍している当該児童と、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものをいいます。

（いじめ防止対策推進法第2条 抜粋）

【留意点】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つようにします。いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないようにします。
いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、当該児童や関係児童の様子を知る複数の教職員からの情報を総合し、校長が責任を持って行います。
- ② 「当該児童と一定の人的関係」とは、本校の児童だけでなく、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童との何らかの人的関係を指します。
- ③ 「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどをも含みます。対等のけんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要です。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導など適切な対応が必要です。
- ⑤ 「いじめ」の中には犯罪行為に該当する可能性があり、早期に警察に相談又は通報することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・プロレス技を掛けられる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・万引きを強要される

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・汚物その他の飲食物でない物を飲食させようとする
- ・下着を脱がされる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ 以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得ます。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自尊心・向上心・自立心のある子ども」の育成のために、「大阪市いじめ対策基本方針」にあるように、

- ・いじめ行為を絶対に許さない
- ・いじめを受けた児童を救済し、その尊厳を守ることを最優先する
- ・回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」
- ・被害児童・保護者の意見・要望の尊重を第一とし、また、「知る権利」に応える

という点を重視したうえで、「片江小学校いじめ防止・対策基本方針」を策定し取り組んでいます。

この基本方針では、いじめの未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・完全解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点について明らかにします。

- (1) いじめの未然防止のための方策
- (2) いじめの早期発見・早期解決のための取組
- (3) 家庭、地域との連携

(1) いじめの未然防止のための方策について

<基本方針>

- いじめをしない、させない、いじめに合わせないためには、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、自他の個性や違いを認める集団の育成が重要です。片江小学校では、全教育活動を通して、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、児童相互に個性や違いを認めてつながっていくようにします。
- 全校をあげて、P B S（Positive Behavior Support = ポジティブ行動支援）に取り組む、児童の良い行動を増やし、それを認めたり褒めたりして、児童の自己肯定感や自己有用感、自己達成感を高めていきます。
- 道徳教育、人権教育の年間指導計画に基づき、子どもの思いや願いにそった実践を行い、各学年・クラスから実践報告を行います。
- 教員は、児童に対して教室マルトリートメント（注1）を行わず、教室を閉鎖的な空間にしないようにします。
- 縦割り班活動（元気グループ活動）を充実させ、異学年児童が集会活動などを通して、互いを理解し助け合う集団づくりをすすめます。
- SNSの正しい使い方や陥りやすい危険性について、高学年を中心として学習を進めて

いきます。

- 命の尊さを常に意識させるために、全学年で「性に関する取組」や「L G B T Qの取組」を充実させます。
- 児童の多くは、いじめは「よくない」ことであるという認識を持っています。しかし現実の生活の中で、自分にとって気に入らないことが起きると、他者に対する攻撃性を発現させ、いじめを発生させるようになります。その点を考慮して、片江小学校をすべての児童が安心して安全に学ぶことができる学校にすることをめざして取り組みを進めます。また、片江地域、東成区役所、大阪市教育委員会などにも実効的な支援を要請していきます。

(2) 「いじめの早期発見・完全解決の取組」について

＜基本方針＞

- いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するようにします。
- 日々の児童観察や、心の天気、アンケート調査結果をもとに、ささいな変化でもあれば学年集団や学校全体で情報を共有化します
- SNSによるいじめなど、学校生活には表れにくいいじめが増加しているので、平素より教職員と児童との良好な関係を築きながら、相談しやすい雰囲気を作っていきます。
- 養護教諭やS C（スクールカウンセラー）による相談機能を充実させます。
- 学級担任教員だけでなく、学年教員、特別支援学級担当教員、専科指導担当教員、養護教諭、学校職員、S S S（スクールソーシャルスタッフ）、各種サポーターや管理職、などが連携して状況の把握と解決にあたります。
- いじめ事案が発生した場合は、すぐに管理職に報告し、いじめ対策委員会で問題解決に向けて取り組み、全教職員が一致して事案に当たります。
- 関係諸機関（警察・子ども相談センター・区子育て支援室など）との連携を図ります。
- 児童間の話し合いによって解決したとせず、その後のようすを観察したり聞き取ったりして、完全解決することをめざします。
- 児童間のトラブルから発生した「いじめ」事案は、時として、友だちや保護者、教職員など、周囲の人間関係をも巻き込みながら、その被害・加害の状況が逆転したり複雑化したりすることがあります。その点も考慮して、事実経過や個々の児童の心情などを冷静に聞き取りながら、問題の解決にあたっていきます。
- いじめ事案の経過については記録を取り、校内でケースワークを行って、今後の取り組みの参考としていきます。

(3) 「家庭・地域との連携」について

＜基本方針＞

- 児童や保護者の思いや願いを教職員が把握し、実践に活かしていくことができるようにします。また、いじめ事案に対しては、被害を受けた児童や保護者の思いや願いを大切にしながら、問題の解決にあたります。

- いじめを受けた児童と、その家族の心のケアに努めます。
- 学校だより、学年だよりやホームページなどを充実させ、情報発信・啓発を行います。
- 保護者はもとより、学校協議会、PTA、地域活動協議会、民生児童委員協議会等との連携を密にし、学校内だけでなく、下校後や休日の児童の活動や人間関係をも把握して、いじめ防止の取組や、いじめ事案の解決に生かすようにします。
- 校区外や区外から登校している児童に関しては、保護者や担任からだけでなく、東成区こどもサポートネット事業などを活用し、情報の収集に努めます。
- 地域活動に児童が積極的に参加するように働きかけをします。
- 地域の人材をゲストティーチャーとして招聘します。
- 学級懇談会やプリントを通じて、インターネットやラインなどの危険性、いじめアンケートの結果などを知らせ、いじめのない学校づくりへの協力を仰いでいきます。

3. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

(組織名) いじめ対策委員会

(構成メンバー) 校長、教頭、生活指導部長、人権教育主担者、養護教諭、各学年代表

(活動内容や開催時期)

- ・ 月1回定期的に生活指導連絡会を開催し、各学年の児童の様子について交流します。
- ・ 生活指導連絡会だけでなく、日々の児童観察や、心の天気、アンケート調査結果などで、いじめと思われる案件に対しては、機動的に対策委員会を開催し、協議します。
- ・ いじめ対策委員会で話し合われた内容は、毎月の職員会議等で報告します。

(役割)

- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報を共有します。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行います。
- ・ 指導後は約3か月間、継続的に児童を見守り、いじめの完全解決をめざします。

(2) 年間計画

(連絡会)

- ・ 生活指導連絡会
- ・ いじめ事案が認められた場合には、早急に「いじめ対策委員会」を招集します。

(調査等)

- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年3回(6月、11月、2月)

(研修会)

- ・ 人権教育研修会 (8月)
- ・ 児童理解研修会 (5月 9月 1月)

4. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを与儀なくされている疑い」などがあった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行います。

具体的には、フローチャート（別紙）のように対応していきます。

注1：教室マルトリートメント

- ・マルトリートメントは、日本語で「不適切な養育」と訳されています。
- ・教室マルトリートメントとは、東京都の教員である川上康則さんによる造語で、教室における不適切な指導を指します。
- ・具体的には、事情を踏まえない頭ごなしの叱責、子どもを委縮させるほどの威圧的・高圧的な指導、褒めるべき時に褒めない、「子どもにナメられるから」と理由で笑顔を見せない、さらには子どもを恐怖や不安に陥れる言葉などです。

参 考

【マルトリートメントとは】

- ・子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動、すなわち、子どもの心を傷つける行為であり、子どもの権利を侵害するものです。児童虐待の意味を広くとらえた概念です。

【教室マルトリートメントとは】

- ・日常的によく見かけがちで、子どもの心を知らず知らずのうちに傷つけているような「適切ではない指導」を指します。
- ・「事情を踏まえない頭ごなしの叱責」「子どもを委縮させるほどの威圧的・高圧的な指導」だけでなく、「褒めるべきときに褒めない」「笑顔を見せない」などの行為も該当します。
- ・次のような言葉は、不適切な毒語といえるでしょう。

●質問形式で問い詰めるような毒語

「何回言われたらわかるの？」 「どうしてそういうことをするの？」

「ねえ、何やってるの？」 「誰に向かってそんな口のきき方をするんだ？」

●脅して動かそうとするような毒語

「早くしないと、〇〇させないから」 「じゃあ、〇〇できなくなるけどいいんだね」

「もうみんなとは〇〇させられない」

●本当の意図を語らずに、裏を読ませるような毒語

「やる気がないんだったら、もうやらなくていいから」（→本当は「やりなさい」）

「勝手にすれば」（→本当は「勝手なことは許さない」）

「あなたの好きにすれば」（→本当は「言うことを聞きなさい」）

●下学年の子と比較するような毒語

「そんなこと1年生でもやりません」 「そんな子は1年生からやり直してください」

「保育園（幼稚園）に戻りたい？」

●指導者側に責任がないことを強調するような毒語

「ダメって言ったよね」 「もうやらないはずだったよね」

「さっき約束したばかりだよ」

「(嫌だと思ったら、親に言えばいいのだから) あなたたちはいいよね」